

公募委員募集

鹿児島市次期総合計画研究会(仮称)

本市では平成14年に策定し、平成17年に改訂した第四次鹿児島市総合計画に基づいて総合的かつ計画的にまちづくりを進めています。

この第四次総合計画の期間終了を平成23年度末に控え、本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる次期総合計画の策定に向け、今年度はその基本的な枠組みを作成します。作成にあたっては、市次期総合計画研究会(仮称)を設置し検討を進めることとしており、その委員を募集します。

◇対象 市内に住む20歳以上の市政に幅広く関心がある人

◇人員 5人程度(超えたら選考)

◇任期 12月～来年3月(会議は4回程度。託児あり)

◇申し込み 郵送かファックス、Eメールで、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、電話番号、これからの鹿児島市のまちづくりで大切に考えられることに関し、自分の意見や考えをまとめた作文(800字以内)を10月23日(必着)までに〒892-8677山下町11-1政策企画課216-1106(FAX216-1108、Eメール kikaku5@city.kagoshima.lg.jp)へ



吉野・谷山・喜入地域で運行中

本年度は、昨年度「ミニミニバス」「あいばす」の運行を開始した3地域に加えて「吉野・岡之原町エリア」など10エリアにおいて、「ミニミニバス」などの交通手段の確保に向けた計画を策定します。

公共交通不便地  
対策事業基本計画

まちづくりに市民の皆さんの意見を反映させるため、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

各施策を進めるためのさまざまな計画づくりに、ご意見をお寄せください。

まちづくりの  
あなたの意見を

まちづくりに市民の皆さんの意見を反映させるため、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

各施策を進めるためのさまざまな計画づくりに、ご意見をお寄せください。

共通事項  
◆計画案の公表場所 担当課、市政情報コーナー、各支所、地域公民館、地域福祉館、市ホームページなど  
※希望者には計画案を郵送  
◆意見の提出方法 郵送かファックス、Eメールで住所氏名、電話番号を添えて各担当課住所は必ずしも  
892-8677山下町11-1へ

◆意見の提出期間 10月13日～11月12日(消印有効)

ル toske13@city.kagoshima.lg.jp

◆担当課 交通政策課216-1113

1 FAX 216-1108、Eメール kosei@city.kagoshima.lg.jp

市街化調整区域における  
新たな土地利用誘導策

市街化調整区域内の小規模な既存集落における新たな土地利用誘導策を策定します。

意見募集にあたり住民説明会も開催しますので、お近くの会場にお越しください。

◆意見の提出期間 10月5日～11月4日(消印有効)

◆担当課 都市計画課216-1378

1 FAX 216-1398、Eメール seisan10@city.kagoshima.lg.jp

一般廃棄物処理  
基本計画

本市のごみ処理や生活排水処理に関する基本方針を定める一般廃棄物処理基本計画を策定します。

◆意見の提出期間 10月5日～11月13日(消印有効)

◆担当課 生産流通課216-1340

1 FAX 216-1336、Eメール seisan10@city.kagoshima.lg.jp

住民説明会(申し込み不要)

日 時	場 所
10月24日(土) 10時～11時30分	北部保健センター
10月24日(土) 15時～16時30分	河頭中学校
10月25日(日) 10時～11時30分	谷山北公民館
10月25日(日) 15時～16時30分	福平中学校

鳥獣被害防止計画

深刻化する鳥獣被害に対応し、鳥獣による農林水産業などに関する被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、市鳥獣被害防止計画を策定します。

◆意見の提出期間 10月13日～11月13日(消印有効)

◆担当課 生産流通課216-1340

1 FAX 216-1336、Eメール seisan10@city.kagoshima.lg.jp



考えよう 暮らしの中のごみ

11月4日(消印有効)  
◆担当課 リサイクル推進課216-1290

2、Eメール recyc13@city.kagoshima.lg.jp

2009 かがしまの新特産品コンクール

県内で新たに開発・製造・改良された特産品を一般公開します。

数々の魅力的な新特産品をご覧ください。

◆日時 10月20日(火)15時～16時

◆場所 鹿児島サンロイヤルホテル

【企業振興課 216-1323】

指定候補募集 景観重要建造物・景観重要樹木

地域の個性ある景観の核として、大切に守るべき建造物や樹木を募集します。

◆募集期限 10月30日(消印有効)

◆申し込みなど詳しくは都市景観課216-1425へ

市民相談 (相談は無料)

- 市政相談 (市政に関する要望・意見など) 市民相談センター216-1205、各支所
- 一般相談 (多重債務、相続、離婚など) 市民相談センターと各支所(東桜島を除く) 8時30分～17時15分(市民相談センターのみ市民相談員対応9時～12時、13時～16時)
- 法律相談 (予約制) 市民相談センターと谷山支所 事前に面談による一般相談を受けて、法律相談が必要な人が対象
- 交通事故相談 ●雇用相談 市民相談センター 9時～12時、13時～15時45分
- 各種相談 (13時～16時。◎は10時～15時)

月 日 曜	相談名	場 所
10	14 水 花と緑	市民相談センター
	14 水 税務・登記	谷山支所
	15 木 建築	市民相談センター
	15 木 人権	谷山支所
10	16 金 人権	伊敷支所
	21 水 不動産	市民相談センター
	2 月 人権◎	郡山支所
11	4 水 行政関係申請手続き	市民相談センター
	5 木 人権	市民相談センター

【サンサンコールかごしま 099-808-3333】

暮らしの何でも行政相談所

- ◇内容 行政に対する苦情や相談・要望、相続や金銭貸借などの法律問題
  - ◇日時 10月20日(火)10時30分～15時30分
  - ◇場所 山形屋1号館7階社交室
- 【鹿児島行政評価事務所 224-3247】

10月から始まります 市・県民税の公的年金からの特別徴収

これまで年金を受給して市・県民税の納税義務がある人は、納付書や口座振替、給与からの引き落としにより納めていただいていた。

今月からは年金からの特別徴収(引き落とし)が始まり、年金保険者(社会保険庁など)が、市・県民税を年金から引き落とし、市へ直接納入するようになります。

◆対象 前年中に公的年金の支払を受け、今年4月1日現在で高齢基礎年金などの支払を受けている65歳以上の人

- ◆次のいずれかに該当する人は特別徴収の対象外です
- ①今年1月1日以降に市外へ転出した人
- ②高齢基礎年金などの給付額が年額18万円未満の人
- ③介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人
- ④当該年度の特別徴収税額が高齢基礎年金などの給付額の年額を超える人
- ⑤特別徴収しようとする年金の支払金額から所得税や介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を控除した後の額が、市・県民税額に満たない人

◆特別徴収の具体例 平成21・22年度の年税額が3万6100円の時

【平成21年度(特別徴収を開始する年度)】

税 額	普通徴収(納付書が口座振替)		特別徴収(年金からの引き落とし)		
	6月	8月	10月	12月	2月
9100円	9000円	6000円	6000円	6000円	6000円
	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

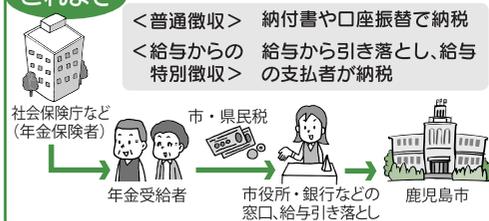
【平成22年度(特別徴収が継続される年度)】

税 額	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
6000円	6000円	6000円	6000円	6100円	6000円	6000円
	前年度2月と同じ			22年度の税額の残りの1/3ずつ		

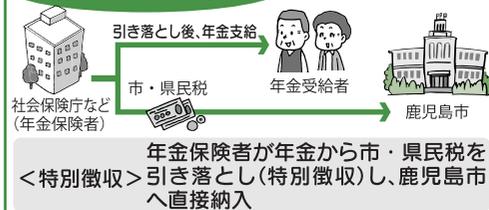
※平成22年4月・6月・8月は2月の税額と同じ金額が引き落とされます(仮徴収)。平成22年10月・12月、平成23年2月は年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りを引き落とします(本徴収)

◇詳しくは市民税課216-1173～1176、各支所税務課(係)へ

これまで



特別徴収制度の導入後



年金保険者が年金から市・県民税を引き落とし(特別徴収)し、鹿児島市へ直接納入

新たな税負担が生じるものではありません

